

しょうどしまちょうしょうがい ひと ひと とも あんしん く しょうれい 小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例

もくてき (目的)

だい じょう しょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう とりくみ きほん
第1条 この条例は、障害を理由とする差別を解消するための取組について、基本
りねん さだ ちょう せきむ ちょうみんおよ じぎょうしゃ やくわりとう あき とうがい
理念を定め、町の責務、町民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、当該
とりくみ かか しきく そうごうてき すいしん すべ ちょうみん しょうがい う む わ へだ
取組に係る施策を総合的に推進し、もって全ての町民が障害の有無によって分け隔
てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に安心して暮ら
すことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ (定義)

だい じょう しょうれい しょうがい ひと しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい
第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害
(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害 (難病に起因する障害を含む。)
(以下「障害」と総称する。) がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会
生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切
のものをいう。

3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害を理由として障害のあ
る人以外の者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を
侵害する行為又は次項に規定する合理的配慮の提供をしないことをいう。

4 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人から現に社会的障壁の除去
を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が

かじゅう しょうがい ひと けんりえき しんがい しゃかいてき
過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的

しょうへき じょきよ じっし おこな ひつよう ごうりてき はいりよ
障壁の除去の実施について行う必要かつ合理的な配慮をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう とりくみ つぎ かか じこう きほん
第3条 障害を理由とする差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を基本と
して行わなければならない。

(1) すべ ちょうみん しょうがい う む ひと きほんてきじんけん きょうゆう こじん
全ての町民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人と
してその尊厳が重んぜられ、障害のある人がその尊厳にふさわしい生活を保障さ
れる権利を有すること。

(2) ちょう ちょうみん じぎょうしゃ たかんけいきかん おのおの やくわり ほ
町、町民、事業者その他関係機関が、各々の役割を果たすこと。

(3) しょうがい りゆう さべつ おお しょうがい ひと たい へんけん ごかい た
障害を理由とする差別の多くが、障害のある人に対する偏見、誤解その他の
りかい ふそく しょう およ だれ もが しょうがい ゆう か のうせい
理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があ
ることを踏まえ、全ての町民が、障害及び障害のある人（以下「障害等」とい
う。）に対する理解を深めること。

(4) すべ しょうがい ひと しゃかいさんか せいやく しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし
全ての障害のある人が、その社会参加を制約している社会的障壁の除去の実施
について、ごうりてきはいりよ がされることにより、しゃかい きまざま ぶんや さんか
様々な立場の町民及び事業者（以下「町民等」という。）が相互に協力をすること。

ちょう せきむ
(町の責務)

だい じょう まち ぜんじょう さだ きほんりねん い かたん きほんりねん
第4条 町は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、

けん れんけい しょうがいとう たい ちょうみんとう りかい ふか しょうがい りゆう
県と連携し、障害等に対する町民等の理解を深めるとともに、障害を理由とする

さべつ かいしょう かん しさく そうごうてき けいかくてき じっし
差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を的確に行うための環境の整備に努めるとともに、事業者に対し、町が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に対する協力及び主体的な取組の促進を求めるものとする。

3 町は、第1条に規定する地域社会を実現する上で障害のある人と障害のない人との相互理解を促進し、障害等に対する町民等の関心と理解を深めるため、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、障害等に対する理解を深めるとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 町民等は、障害のある人及びその家族等が障害による生活上の困難を軽減するための支援を求めやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第6条 町は、障害等に対する町民等の理解を深め、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(差別の禁止)

第7条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、前項の行為をすることのないよう、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項について十分留意しなければならない。

そうだん
(相談)

だい じょう しょうがい ひとおよ かんけいしゃ ちょう たい しょうがい りゆう さべつ かん
第8条 障害のある人及びその関係者は、町に対し、障害を理由とする差別に關す

る事案（以下「対象事案」という。）について相談をすることができる。

2 ちょう ぜんこう そうだん ひつよう おう つぎ かか そち こう
町は、前項の相談があったときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) そうだん おう そうだんしゃ ひつよう じょげん じょうほう ていきょうとう おこな
相談に応じ、相談者に必要な助言、情報の提供等を行うこと。

(2) そうだん かか かんけいしゃかん ちょうせい おこな
相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(3) かんけいぎょうせいきかん つうこく つうほう た つうち おこな
関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 ちょう そうだんし えん じぎょうしゃ ちょう いたく う しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
町は、相談支援事業者（町から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を

そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こうだい ごう
総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号

きてい じぎょう おこな もの ぜんこうかくごう かか ぎょうむ ぜんぶまた いちぶ いたく
に規定する事業を行う者をいう。）に、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託
することができる。

じょげんまた もうした
(助言又はあっせんの申立て)

だい じょう しょうがい ひと ぜんじょうだい こう そうだん へ さいしゅうてき たいしょうじあん かいけつ
第9条 障害のある人は、前条第1項の相談を経ても最終的に対象事案が解決しな

いときは、ちょうちょう たい ひつよう じょげんまた おこな もう た
町長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 しょうがい ひと かぞく た かんけいしゃ とうがいしょうがい ひと か ぜんこう もうした
障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人に代わり、前項の申立

てをすることができる。ただし、もうした あき とうがいしょうがい ひと い はん
申立てが明らかに当該障害のある人の意に反する

と認められるときは、この限りでない。

3 ぜん こう きてい もうした たいしょうじあん つぎ かくごう がいとう
前2項の規定による申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する

ばあい
場合は、することができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により、審査請求そ

の他の不服申立てをすることができる事案であって、行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の

終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

(事実の調査)

第10条 町長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに

係る事実について調査を行うものとする。

2 対象事案の当事者（申立てをした者を含む。以下「関係当事者」という。）その他

の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第11条 町長は、前条第1項の調査を行ったときは、小豆島町障害者差別に関

する調整委員会に対し、当該調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんを

行うことの適否について諮問するものとする。

2 小豆島町障害者差別に関する調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うこ

との適否を判断するために必要があると認めるときは、関係当事者その他の関係者

たい ひつよう しりよう ていしゆつまた せつめい もと
に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

- 3 ちょうちょう しょうどしまちょうしょうがいしゃさべつ かん ちょうせいいいんかい じよげんまた おこな
町長は、小豆島町障害者差別に関する調整委員会が助言又はあつせんを行うこ
とが相当であると判断した場合には、助言又はあつせんを行うものとする。

かんこく
(勧告)

だい じよう ちょうちょう つぎ かくごう がいとう もの たい ひつよう そち こう
第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずべ
きことを勧告することができる。

- (1) せいとう りゆう だい じようだい こう ちょうさ こぼ さまた また きひ かんけいとうじしゃ
正当な理由なく、第10条第1項の調査を拒み、妨げ、又は忌避した関係当事者
その他の関係者

- (2) ぜんじようだい こう きてい しりよう ていしゆつ も せつめい おこな また きよぎ しりよう
前条第2項の規定による資料の提出若しくは説明を行わず、又は虚偽の資料
の提出若しくは虚偽の説明を行った関係当事者その他の関係者

- (3) ぜんじようだい こう おこな ばあい しょうがい りゆう さべつ
前条第3項のあつせんが行われた場合において、障害を理由とする差別をし
たと認められる関係当事者が、正当な理由なく当該あつせんに従わないときにお
ける当該関係当事者

こうひよう
(公表)

だい じよう ちょうちょう ぜんじよう きてい かんこく う もの せいとう りゆう とうがいかんこく
第13条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に
したが 従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 ちょうちょう ぜんこう きてい こうひよう ぜんじよう きてい
町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定
による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

ちょうせいいいんかい
(調整委員会)

だい じよう たいしょうじあん かいけつ ひつよう じよげんまた おこな てきひ
第14条 対象事案を解決するために必要な助言又はあつせんを行うことの適否に

ついて審議するため、小豆島町障害者差別に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、障害のある人の権利の擁護に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。